３教総総第1445号

令和３年９月28日

各都立学校長

庁内各部長

多摩教育事務所長　　　殿

教育庁各出張所長

各事業所長

東　京　都　教　育　委　員　会　教　育　長

（東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長）

藤　田　　裕　司

（公印省略）

緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和３年９月９日付３教総総第1312号「緊急事態宣言期間の延長に伴う都立学校の対応について（依頼）」により、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

本日、国は９月30日までの緊急事態宣言を解除することを決定しました。東京都においては、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民に対する、外出については少人数で、混雑している場所を避けて行動すること、飲食店等の事業者に対する営業時間短縮、イベント関連施設等の事業者に対するイベント等の開催制限等の要請をリバウンド防止措置として、令和３年10月１日から10月24日まで、実施することとしました。

各都立学校においては、下記のとおり、学校における感染の発生や感染の再拡大のリスクを低減するため、引き続き基本的な感染症対策を一層徹底した学校運営に努めてください。マスクの正しい着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅など、児童・生徒等への感染症対策の指導を徹底するとともに、保護者の皆様への周知をお願いします。教職員等においても感染症対策の更なる徹底を図るとともに、都民からの信頼を損なう行動を厳に慎むよう、改めて注意喚起をお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

１　児童・生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

〇マスク（不織布）の正しい着用、３「密」の回避、正しい手洗い

〇厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00094.html

〇毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良等の症状が見られる

場合は無理せず休養）

〇登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再

確認）

〇教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を２ｍ（最低1ｍ）以上

確保）

〇常時換気の徹底（CO2測定器による計測を活用）

〇教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

〇授業終了後は速やかに帰宅する。

○校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。

 (2) 時差通学について

　　〇公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を継続する。

(3) 学習活動について

○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。

(4)部活動について

〇都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。

〇部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は実施を控える。

・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。

・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

〇大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、令和３年３月５日付２教総総第2566号添付の別紙１「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び別紙２「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理する。なお、宿泊を伴う大会等に参加する場合については、別紙１を所管の学校経営支援センターに提出する。センターは内容を確認の上、指導部指導企画課に提出する。

〇大会等参加中は、保護者との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

〇大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

〇合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、リバウンド防止措置期間中は行わない。再開に当たっては、感染状況等を踏まえ、別途通知する。

 (5)学校行事について

〇都内における校外での活動は可能とし、都外における校外での活動はリバウンド防止措置期間中は延期する。都内で実施する場合は、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

〇修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、リバウンド防止措置期間中は延期とし、宿泊を伴わない都内での代替活動を検討する。再開に当たっては、感染状況等を踏まえ、別途通知する。

(6)昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

　　〇喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを正しく着用する。

　　〇児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。（黙食の徹底）

　　〇休憩時間は、マスクを正しく着用し、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(7)放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

　　〇放課後は速やかに帰宅する。生徒のみの会食やカラオケはしない。

〇外出については、少人数で、混雑している場所や時間を避ける。

〇旅行に際しては基本的な感染防止策を徹底する。

〇不要なアルバイトは控える。

２　家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

　(1) 家庭における感染症予防策の徹底

　　○外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際

は、基本的な感染防止策を徹底する。

〇マスク（不織布）の正しい着用、３「密」の回避、正しい手洗い

〇毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無

理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）

　　〇十分な換気

　　〇手が触れる場所などの消毒

３　教職員の勤務

　　教職員については、原則として、学校に出勤し、教育活動等に従事するものとする。ただし、感染症対策の趣旨を踏まえた上で、校務に支障がない範囲で、教職員の自宅勤務や時差通勤を認めることができる。

（従前の令和２年５月25日付２教総総第518号通知「２」「（５）」のとおり）

４　教職員等の健康管理の徹底

（１） 基本的な感染症予防策の徹底

　　〇毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる　　場合など健康状態に不安がある場合は自宅で休養）

　　〇出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）

（２）正しいマスクの着用

〇会話や会議の際も必ずマスク着用する。

〇マスクについては、不織布マスクが最も高い効果を持つことを踏まえて、不織

布マスクの使用を基本とし、正しくマスクを着用する。

　　〇正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00094.html

（３）昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

　〇喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを

着用する。

　〇大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はし　　ない。

５　児童・生徒等への個別の配慮

　〇特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

　〇感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

　〇令和３年８月24日付３教指企第897号及び令和３年７月２日付３教指企第550号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

○マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。

６　オンラインの活用

〇日々の学校での教育活動において、統合型学習支援サービスを活用した教育活

動に取り組むなど、オンラインの積極的活用・定着に取り組む。

（担当）

　　　　　　　　　　　　　　　　【教育活動について】

　　　　　　　　　　　　　　　　指導部高等学校教育指導課

電　話　０３（５３２０）６８４５

　　　　　　　　　　　　　　　　指導部特別支援教育指導課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０３（５３２０）６８４７

　　　　　　　　　　　　【感染症対策の徹底について】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都立学校教育部学校健康推進課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０３（５３２０）６８７７

　　　　　　　　　　　　　　　　【教職員の服務について】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人事部職員課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０３（５３２０）６７９２

【教職員の自宅勤務・休暇について】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人事部勤労課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０３（５３２０）６８０１

　　　　　　　　　　　　　　　　【ガイドライン及びその他本通知に関すること】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都教育庁新型コロナウイルス感染症

対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０３（５３２０）６７１８